

新卒専願枠の新設について

【対 象】 令和3年度に、大学院・大学・短期大学を卒業する者で、令和4年4月から千葉県又は千葉市の教員として確実に勤務できると大学が認めた者。

【教 科 等】 中学校技術・中高共通美術・中高共通家庭・高等学校情報

【選考内容】 志願した教科の受験区分に応じたもの（一般選考と同様）
※新卒専願枠で選考をし、この枠で採用候補者にならなかった場合でも、一般選考の中で更に選考を行います。

【募集人員】 各教科5名程度

【要 件】 志願する校種・教科の免許状に加え、次の①、②の両方を満たす者
①千葉県・千葉市が求める教員像に足る資質を備えた者で、千葉県・千葉市の教員になることを第1希望とする者。
②第2次選考に合格した際は、令和4年4月から千葉県又は千葉市の教員として確実に勤務できると大学が認めた（確認書を提出できる）者。

《確認書について》

- ・確認書及び確認書発行申請書に志願者が署名の上、両方を大学に提出依頼する。
- ・大学は、志願者の意思を確認し、令和4年4月から千葉県・千葉市の教員として勤務が可能と判断した場合は、確認書に署名・捺印の上、志願者に渡す。
- ・志願者は確認書を志願締切の5月11日（火）までに（当日消印可）、教職員課任用班へ郵送する。

新卒専願卒志願者提出書類

令和3年 月 日

千葉県教育委員会
千葉県教育委員会
御中

確 認 書

(中学校技術・中高共通家庭・中高共通美術・高等学校情報の志願者のみ対象)

令和4年度（令和3年度実施）千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考において、私は千葉県内公立学校採用を第1希望とし、第2次選考で合格した際には、千葉県・千葉市の公立学校教員として必ず勤務いたします。

【本人記載（自筆）】

氏 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____
受験教科 _____

【以下大学記載】

上記の者は、千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考第2次選考に合格した際は、千葉県・千葉市の公立学校教員として必ず勤務するという意思があることを確認しました。

_____ 大学

職・氏名

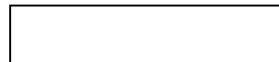
公印



※署名につきましては、就職担当部（課）又は学生支援部（課）で管理職にある立場の方や学部の長又はそれに準じる立場にある方にさせていただきよう、お願いいたします。

※公印につきましては、就職担当部（課）、学生支援部（課）又は大学の印を使用してください。

記入不要



新卒専願卒志願者用

令和3年 月 日

_____大学就職担当部（課）御担当者 様

確認書発行申請書

令和4年度（令和3年度実施）千葉県・千葉市公立学校教員採用候補者選考において、私は千葉県内公立学校採用を第1希望とし、第2次選考で合格した際には、必ず千葉県・千葉市の公立学校教員として勤務しますので、確認書を発行していただきますよう、お願いします。

【本人記載（自筆）】

氏 名 _____ 印 ※

住 所 _____

電話番号 _____

受験教科 _____

○大学就職担当部（課）御担当者様へ

貴学学生が、この申請書を記入の上持参した際は、千葉県・千葉市の公立学校教員として勤務する意思を確認し、確認書を発行していただきますよう、お願いします。

※押印の要・不要については、大学の規程による。

新卒専願卒の志願の流れ

1 志願要件を確認する。

・令和3年度に大学院・大学・短期大学を卒業見込で、次の①、②の両方を満たすか確認をする。

①中学校技術・中高共通美術・中高共通家庭・高等学校情報のいずれかに志願する方。

②千葉県・千葉市の教員になることを第1希望とし、令和4年4月から確実に千葉県・千葉市の公立学校教員として勤務できると大学が認めた方（確認書を提出できる方）。

※大学の聴講生、科目等履修生及び必要単位修得後退学予定の者は、対象に含みません。

※複数教科卒との併願はできません。

※他の自治体や民間企業を受験することは可能ですが、千葉県・千葉市の選考に合格した場合は、千葉県・千葉市の公立学校教員として勤務していただきます。

※新卒専願卒で合格したにも関わらず、辞退等があった場合には、次年度の当該大学からの新卒専願卒での受付はできなくなります。

2 大学に確認書発行申請書と確認書を提出する。

・確認書発行申請書と確認書に、必要事項を記入の上捺印し、大学の就職担当部（課）に提出する。

（大学によって、提出する部署が異なりますので、各大学に確認してください。）

3 大学から確認書が発行されたら、教職員課任用班に郵送する。

・確認書が発行されたら、千葉県教育庁教育振興部教職員課任用班に郵送する。

・郵送する期間は、令和3年4月2日（金）から令和3年5月11日（火）までとする。

（当日の消印有効。）

※原則として電子申請により出願をしていただき、確認書のみ郵送してください。